

「性の多様性パンフレット」制作業務仕様書

本仕様書は、大分県（以下「県」という。）が行う「性の多様性パンフレット」制作業務（以下「本業務」という）を委託するにあたり、本業務を受託する事業者（以下「受託者」という。）を募集するため、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務の名称

「性の多様性パンフレット」制作業務

2 業務の目的

県では「大分県人権尊重施策基本方針」に基づき、誰もが自分の性的指向やジェンダーアイデンティティを尊重され、自分らしく生きることができる社会の実現を目指している。本業務は、「性の多様性」について県民一人ひとりの理解促進及び性的マイノリティの方々の困りごとの解消等につなげるためのパンフレット（以下「パンフレット」という。）を制作することを目的とする。

3 業務の実施期間

契約締結日から令和6年8月30日（金）まで

4 業務の内容

「性の多様性パンフレット」について、掲載項目（別紙1）及び別途県が提供する原稿をもとに、デザインやページレイアウト、配色、イラスト及び図表の作成、印刷・製本に関する一連の業務を実施すること。また、パンフレットタイトルは受託者において提案するものとする。

（1）規格・部数

ア サイズ及びページ数：A5、20ページ程度

イ カラー：フルカラー

ウ 紙質：マットコート110kg

エ 制作部数：5,000部

（2）掲載項目及び構成について

パンフレットに掲載する項目は別紙1を基本とし、構成は県が示す構成案をもとに、受託者と県で協議のうえ決定する。

（3）デザインについて

ア イラスト等を活用した、幅広い世代にとって親しみやすく、手に取り読み進めたいくなるようなデザインとすること。

イ ユニバーサルデザインには充分配慮すること。

(4) 成果物の納品について

ア 形式及び部数

- ・紙媒体 : 5,000部
- ・電子データ : 1部 (イラストや図表データを含む)

なお、電子データの形式はPDFとし、県の希望により Microsoft Office Word もしくは Power Point 形式での提供も可能とすること。

イ 期限 : 令和6年8月9日 (金) 17時

ウ 場所 : 大分県生活環境部 人権尊重・部落差別解消推進課

(5) 留意事項

ア 監修者は県において選定し、監修に係る費用は県が負担する。

イ 音声コードユニボイス対応とすること。

ウ 校正は原則3回以上、色校正1回程度を想定しておくこと。

エ パンフレットの活用方法には、部分的なカット使用や、WEBや広報誌などへの掲載も含む。

5 業務実施上の条件

(1) 受託者は、関係法令を遵守すること。

(2) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た個人情報を他に漏らし、または契約の目的外に利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。

(3) 成果物に付与される著作権 (著作権法第27条、第28条に規定する権利を含む) を含む全ての知的財産権は、県に譲渡されるものとする。また、成果物に対し、著作権人格権に基づく権利行使を行わないこととする。

(4) 成果物は、第三者の著作権や商標権等の権利を侵害しないもの、公序良俗に反しないものに限る。

(5) 成果物について、第三者から権利の侵害及び損害賠償等の主張がなされた場合、受託者は自己の責任において解決を図るものとし、県は一切の責任を負わない。

(6) 受託者は、本業務の遂行にあたり選任の責任者を配置し、県との連絡調整を綿密に行うとともに、事業の進捗を管理すること。また、取組状況等を県の求めに応じて報告するとともに、疑義が生じた場合は、県と十分協議すること。

6 その他

本仕様書に定めのない事項については、県と受託者との協議により、これを定めるものとする。

[別紙1]

パンフレットに掲載する項目（イメージ）

- 表紙：タイトル、発行元、カラフル（レインボーカラー）デザイン
- 序文：問題提起、作成目的、意義など
- 目次：各ページ概要
- 性の多様性について：性を構成する要素、LGBTQなどの言葉の説明など
- 性的少数者の困りごと：事例、当事者の言葉・エピソードなど
- 性的少数者を取り巻く状況：国内、県内
- 私たちにできること：学校、職場、家庭、災害時など場面ごとの事例
- カミングアウトとアウティング
- アライについて
- 各分野（県内大学、企業等）での取組 ※固有名は入れない
- 行政（県）の取組：パートナーシップ宣誓制度、啓発、相談窓口等困りごと解消に向けた取組等
- 支援団体等の紹介
- 知っておきたい基礎用語集
- 著作権情報（参考文献）
- 裏表紙：編集・発行、監修等